

彥天皇之世、合殺者斬、應原者赦、今朕遵彼前例、欲誅元惡、於是綾糟等攢然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、漱水而盟曰、臣等蝦夷、自今以後、子子孫孫、古語云生兒八十綿連連用清明心事、奉天闕、臣等若違盟者、天地諸神及天皇靈、絕滅臣種矣、

〔日本書紀二十五〕天豐財重日足姬天皇〇皇四年六月乙卯、天皇皇祖母尊、皇太子於大槻樹之下、召

集群臣盟、告天神地祇曰、天覆地載、帝道唯一、而未代澆薄、君臣失序、皇天假手於我、誅殄暴逆、今共瀝心血、而自今以後、君無二政、臣無貳朝、若或此盟、天災地妖、鬼誅人伐、皎如日月也、

〔日本書紀二十七〕十年十月庚辰、天皇疾病彌留、十一月丙辰、於是左大臣蘇我赤兄臣等、〇中泣血

誓盟曰、臣等五人隨於殿下、奉天皇詔、若有違者、四天王打天神地祇、亦復誅罰、三十三天、證知此事、子

孫當絕家門必亡云々、

〔日本書紀二十九〕八年五月乙酉、天皇詔皇后及草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河嶋皇子、忍壁皇子、

芝基皇子曰、朕今日與汝等俱盟于庭、而千歲之後、欲無事奈之何、皇子等共對曰、理實灼然、則草壁皇

子尊、先進盟曰、天神地祇及天皇證也、吾兄弟長幼并十餘王、各出于異腹、然不別同異、俱隨天皇勅、而

相扶無忤、若自今以後、不如此盟者、身命亡之、子孫絕之、非忘非失矣、五皇子以次相盟如先、然後天皇

曰、朕男等各異腹而生、然今如一母同產、慈之則披襟抱其六皇子、因以盟曰、若違茲盟、忽亡朕身、皇后

之盟、且如天皇、

〔大鏡七太政大臣道長〕帥周〇伊との、みなみの院にて、人々あつめてゆみあそばし、に、このとの道

長わたらせ給へれば、おもひかけずあやしと、中關白殿おぼしおどろきて、いみじう饗ようし申

させ給ひて、下臈におはしませど、さきにたて奉りて、まづいさせたてまつり給ひけるに、帥殿の

やかすいまふたつおとり給ひぬ、中關白殿又御前に候人々も、今二度のべさせ給へと申て、のべ

させ給へりけるを、やすからずおぼしなりて、さらばのべさせ給へとおほせられて、又いさせ給

ふとて、おほせらる、やう、道長がいへより御門ささきたち給ふべきものならば、このやあたれ